

令和5年第1回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和5年1月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第1回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員18名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博(欠席)
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巢 良彦	12番 田中 睦美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員4名】

22番 永露 茂	27番 日野 裕子	34番 平田 美津子
35番 高良 悟		

(※22番・27番・34番・35番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 6号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	松 田 勝 久
係 長	松 尾 康 年
事務吏員	渡 辺 晃
事務吏員	川 波 貴 敬
事務吏員	岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 柴山利夫

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和5年第1回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前にご連絡いたします。本日は6番小島委員より欠席の届出がありますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員18名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）4名であります。

会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。

議事録署名人に1番徳田委員、2番森部委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

5ページまで25件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から25番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

6ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課挙手

議 長 農業振興課。

農業振興課(柴山) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。

本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

9ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の13番中嶋委員、29番水城委員を指名いたします。
次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の15番永井委員、24番櫻木委員を指名いたします。
審議番号1番から2番を一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番から2番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。
10ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。
事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (川波) 朗読をもって説明。12ページまで10件ございます。
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。
17番挙手

議 長 17番手嶋委員。
17番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望。譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次の、審議番号2番及び3番は関連がありますので、一括審議とします。
それでは、担当委員の説明を求めます。1番徳田委員。
1番挙手

議 長 1番徳田委員。
1番 (徳田委員) 審議番号2番及び3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は交換。権利移転の理由は、2番の譲受人は譲渡人から所有地の取得を希望する申出があり交換で応じるもの。3番の譲受人は周囲に農地を所有しており効率的な営農を行うため。譲渡人は2番及び3番共に相手方の要望。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号2番及び3番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、審議番号2番及び3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番及び3番は許可といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員が欠席ですので事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 （川波）審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望。譲渡人は相続したが農業をしておらず管理できないため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 （「ありません。」）
- 議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。13番中嶋委員。
13番挙手
- 議 長 13番中嶋委員。
13番 （中嶋委員）審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は妻の父からの贈与。譲渡人は子の夫への贈与。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。
8番挙手
- 議 長 8番吉松委員。
8番 （吉松委員）審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望。譲渡人は高齢で施設に入所していることから農地を管理できないため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 （「ありません。」）
- 議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。10番長野委員。
10番挙手
議 長 10番長野委員。
10番 (長野委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大。譲渡人は相手方の要望。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。
議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)
議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
議 長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。10番長野委員。
10番挙手
議 長 10番長野委員。
10番 (長野委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大。譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。
議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)
議 長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
議 長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。4番末石委員。
4番挙手
議 長 4番末石委員。
4番 (末石委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大。譲渡人は農地の管理が困難になったため。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしく願います。
議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)
議 長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
議 長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。
次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。4番末石委員。
4番挙手
議 長 4番末石委員。

- 4番 (末石委員) 審議番号10番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望。譲渡人はこの土地を相続された2名の方が、相続したが農家ではなく管理できないためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

14時30分まで休憩します。

14時19分休憩

14時40分再開

- 議長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。
- 13ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議長 事務局。
- 事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。1件ございます。
- ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
- それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。10番長野委員。
- 10番挙手
- 議長 10番長野委員。
- 10番 (長野委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は事務所及び露天駐車場の整備。理由は、会議等で利用していた公民館がなくなったため、新たに事務所を建設し露天駐車場を整備するもの。参考事項といたしまして、事務所38.86㎡、駐車場台数27台。一体開発する宅地404.31㎡。農地法の運用は、高速道路の出入口までおおむね300m以内の農地。農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。なお、水利関係は地元との承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- 12番挙手
- 議長 12番田中委員。
- 12番 (田中委員) 公民館は区の所有と思いますが、事務所は申請人個人のものなのでしょうか。
- 議長 私が申請人から個人的に伺いましたが、4月に選挙があるため、これまでは公民館を事務所として使用していたが、河川の災害復旧事業の関係で公民館の使用ができないため、個人で事務所を建設することだそうです。

12番挙手
議 長 12番田中委員。
12番 (田中委員)建設されるされるのは公民館ではなく、個人の事務所という事ですね。
議 長 そのとおりです。
12番挙手
議 長 12番田中委員。
12番 (田中委員)わかりました。
14番挙手
議 長 14番坂田委員。
14番 (坂田委員)生活排水の処理はどうなっていますか。
10番挙手
議 長 10番長野委員。
10番 (長野委員)下水道が敷設されていますので、それに接続されると思います。
14番挙手
議 長 14番坂田委員。
14番 (坂田委員)わかりました。
事務局挙手
議 長 事務局。
事務局 (川波)建設場所について、若干の補足説明をします。申請人は現在、建物建設に着手してありますが、これは現在住んでいる宅地内に新たに住宅を建設してあるものです。申請地は、元々の住宅・店舗があった宅地に隣接し、その宅地との一体開発となっており、本申請の許可後に建設に着手する予定となっています。
議 長 事務局より申請地について説明がありましたが、ご理解いただけましたか。
(「わかりました」と呼ぶ者あり)
議 長 他に、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
14ページをお開きください。
次に、議案第5号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局。
事務局 (岩切)審議番号1番から2番については、推進機構からの買入れです。審議番号3番から5番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から5番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。
ご審議方よろしくお願いたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番から5番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番から5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、議案第5号は承認とし市長へ通知いたします。

16ページをお開きください。次に、議案第6号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局。

(渡辺) 議案朗読をもって説明。2件ございます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。11番鳥巢委員。

11番挙手

議長
11番

11番鳥巢委員。

(鳥巢委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして、農用地区域外農地、第2種農地、なお、現地で胸高、直径約30cmのスギ林を確認しています。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長
推進委員

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

(「ありません。」)

議長

審議番号1番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。16番畑委員。

16番挙手

議長
16番

16番畑委員。

(畑委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして農用地区域外、第1種農地であり現況は耕作者が耕作のために通路を設置しているものなので、非農地判断の申請がなされたものです。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長
推進委員

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

(「ありません。」)

議長

審議番号2番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 14:55)